

告示第 116 号

太子町未熟児養育医療実施要綱(平成 25 年告示第 20 号)の一部を次のように改正し、令和 8 年 10 月 1 日より施行する。

令和 8 年 8 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 7 条第 2 項中「兵庫県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「支払基金等」を「支払機構等」に改め、同条第 3 項中「支払基金等」を「支払機構等」に改める。